

16. 東北学院大学経営学部履修細則

(1) 2019 (平成31) 年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、2019（平成31）年度東北学院大学（以下「本学」という。）経営学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上を修得しなければならない。

2 卒業の資格を得るためには、学生は次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎 (必修科目4単位及び選択必修科目2単位を加えた6単位を含む)	10単位
		知的基礎	8単位
	学科教養科目		16単位
	小 計		34単位以上
地域教養科目	必 修		2単位
外国語科目	第1類	必 修	4単位
専門教育科目	第1類	必 修	4単位
	第2類 } 第6類		52単位
	小 計		56単位以上
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			28単位以上
合 計			124単位以上

・TGベーシック人間的基礎選択必修科目4科目のうち1科目2単位が必修。計4単位まで卒業単位に参入することができる。

・TGベーシックの修得単位数が20単位を超えた場合、計4単位まで学科教養科目に算入することができる。

(教職課程)

第3条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学生は学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第4条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結の講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結の講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(科目の種類)

第5条 授業科目は、次の各号に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 必修科目 所属する学科において必ず修得しなければならないもの
- (2) 選択必修科目 数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの
- (3) 選択科目 自由に選択修得するもの
- (4) 自由科目 修得しても卒業所要単位に含まないもの（「教育職員免許所の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」等）

（開講基準）

第6条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

（配当年次の履修）

第7条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修しなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

（履修登録の修正及び履修辞退）

第7条の2 学生が行う授業科目の履修登録は学年の始めとする。ただし後期授業開始前に修正登録を行うことができる。

- 2 前項により修正登録を行う場合、第9条に定める学年次履修登録制限単位を超えてはならない。
- 3 登録者数を制限している科目の追加登録はできない場合がある。
- 4 修正登録は定められた期間内に行うものとする。
- 5 修正辞退は定められた期間内に行うものとし、取扱いについては別に定める。

（受講の制限）

第8条 授業は、内容、教室の都合等により、受講資格を限定又は受講人数を制限することがある。

（学年次履修登録単位制限）

第9条 学生の各学年次に履修登録できる最高単位数は次表のとおりとする。ただし、第2学年次及び第3学年次の学生は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の学生の場合は、44単位まで履修登録をすることができる。

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
40単位	40単位	44単位	46単位

- 2 前項の規定にかかわらず、外国語科目第3類、「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は制限単位に含まない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、早期卒業の申請が許可された場合の履修登録単位制限については、別に定める。

（選択受講及び講義指定）

第10条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときには、学生はそれらを選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

（履修登録届）

第11条 授業を受けようとする者は、履修登録を別に定める期間中に行わなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 3 同一授業科目を同時に2つ以上履修登録することはできない。
- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。この場合において、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 第1項の手続きをしない者は、受講することができない。

（外国人留学生及び帰国生の履修）

第12条 外国人留学生及び帰国生の履修については、学則第12章及び別表第2（第21条関係）3経営学部経営学科を準用するほか、次により8単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位として代えることができる。

- (1) 第1類 日本事情A又は日本事情Bは、教養教育科目学科教養科目の4単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- (2) 第2類 日本語IAは、外国語科目第1類の英語IAの1単位、日本語IBは外国語科目第1類の英語IBの1単位
- (3) 第2類 日本語IIAは外国語科目第1類の英語IIAの1単位、日本語IIBは外国語科目第1類の英語IIBの1単位
(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第13条 転学部、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 転学部生及び再入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次48単位まで履修登録することができる。
(編入学生及び転学部生の履修)

第14条 編入学生及び転学部生の履修については、編入年次と同一学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、編入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次に46単位まで履修登録することができる。

- 2 第2学年次編入学及び転学部前並びに第3学年次編入学及び転学部前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生及び転学部生単位認定基準に基づいて認定する。
(単位の認定)

第15条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。
(新入生の既修得単位の認定)

第16条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第16条の2 学生は、在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則別表第2(第21条関係)3経営学部経営学科に準拠したものとす。
- 5 前3項までの規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第16条の3 学則第24条の5の第1項に定める文部科学大臣の定める学修に関し、本学は実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICを本学における授業科目の履修とみなし、学生に単位を与えることができる。

- 2 学生は前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、実用英語技能検定の場合は2級以上、TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上、Computer-Based Testingスコア135点以上又はPaper-Based Testingスコア450点以上、TOEICの場合はスコア500点以上であることを証明する書面による申請を必要とする。
- 3 前項に定める申請が認められた場合、外国語コミュニケーションの2単位を読替科目として修得したものと認定する。
- 4 前項の規定により修得した単位数は、前2条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第17条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(原級止者の履修)

(改 廃)

第18条 この細則の改廃は、経営学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

[別表] 編入学生・転学部生の包括認定について (第14条関係)

第2学年次編入学生の包括認定

包括30単位

区 分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6	必修科目 4単位
		知的基礎	8	4	4	
	学科教養科目	16	10	6		
地域教育科目		2	0	2		
外国語科目	第1類	4	2	2		
専門教育科目	第1類	4	0	4		
	第2類～第6類	52	10	42		
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 第2類、保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目		28	0	28		
合 計		124	30	94		

第3学年次編入学生・転学部生の包括認定（同系統出身者包括62単位、異系統・転学部包括58単位）

1 同系統出身者 包括62単位

区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	6	4	必修科目4単位及び選択必修科目2単位を加えた6単位を含む
		知的基礎	8	8	0	
	学科教養科目		16	16	0	
地域教育科目			2	2	0	必修
外国語科目	第1類		4	4	0	必修
専門教育科目	第1類		4	4	0	必修
	第2類～第6類		52	12	40	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目第2類、保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換協定の他大学開講科目			28	10	18	
合 計			124	62	62	

2 異系統出身者・転学部生 包括58単位

区 分			単位数	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	6	4	必修科目4単位及び選択必修科目2単位を加えた6単位を含む
		知的基礎	8	8	0	
	学科教養科目		16	16	0	
地域教育科目			2	2	0	必修
外国語科目	第1類		4	4	0	必修
専門教育科目	第1類		4	0	4	必修
	第2類～第6類		52	12	40	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目第2類、保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換協定の他大学開講科目			28	10	18	
合 計			124	58	66	

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。
 本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。
 つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。
 15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。
 これを事前、事後の学習と呼んでいます。
 しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

(2) 平成29年度から平成30年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、平成29年度東北学院大学（以下「本学」という。）経営学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎 必修6単位含む	10単位
		知的基礎	10単位
	学科教養科目		18単位
	小 計		38単位以上
地域教養科目		必 修	2単位
外国語科目	第1類	必 修	4単位
専門教育科目	第1類	必 修	4単位
	第2類 } 第6類		52単位
	小 計		56単位以上
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			24単位以上
合 計			124単位以上

- ・TGベーシック人間的基礎選択必修科目4科目のうち1科目2単位が必修。計4単位まで卒業単位に算入することができる。
- ・TGベーシックの取得単位数が20単位を超えた場合、計4単位まで学科教養科目に算入することができる。

(進級要件)

第4条 第3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を第2学年次までに修得しなければならない。

合	44単位以上	教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎 必修4単位含む	6単位
				知的基礎	6単位
計			学科教養科目		14単位以上
		外国語科目	第1類	必修	4単位
		専門教育科目	第1類		2単位
			第1類 } 第6類		12単位

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目の中の日本国憲法2単位、保健体育科目の中のスポーツ実技2単位及び外国語科目第2類の中の外国語コミュニケーション2単位
- (2) 専門教育科目第2類中の情報処理概論Ⅰ・Ⅱの4単位、また、「教科に関する科目」を本表の授業科目の中から選択
- (3) 「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分する。

- (1) 通年開講科目(1年間継続の講義)
- (2) 前期開講科目(前期開講前期完結の講義)
- (3) 後期開講科目(後期開講後期完結の講義)
- (4) 臨時開講科目(集中講義等)

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分する。

- (1) 必修科目(所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目(学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目(修得しても卒業所要単位に含めないもの「教職等に関する科目等」)

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第9条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(履修登録の修正及び履修辞退)

第9条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録を行うことができる。

- 2 前項により修正登録を行う場合、第11条に定める学年次履修登録制限単位を超えてはならない。
- 3 登録者数を制限している科目の追加登録はできない場合がある。
- 4 修正登録は定められた期間内に行うものとする。
- 5 履修辞退は定められた期間内に行うものとし、取扱いについては別に定める。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合等により、受講資格を限定又は受講人数を制限することがある。

(学年次履修登録単位制限)

第11条 各学年次に履修登録できる最高単位数は、次表のとおりとする。

ただし、「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は、制限単位に含めない。

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
44単位	44単位	44単位	48単位

- 2 前項の規定にかかわらず、早期卒業の申請が許可された場合の履修登録単位制限については、別に定める。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、

授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りでない。

(履修登録届)

第13条 受講のためには、科目履修登録を学事暦の定める期間中に行わなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 3 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。
- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 上記、各号の手続きをしない者は、受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により8単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- (1) 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の4単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- (2) 第2類 日本語I Aは外国語科目第1類の英語I Aの1単位、日本語I Bは外国語科目第1類の英語I Bの1単位
- (3) 第2類 日本語II Aは外国語科目第1類の英語II Aの1単位、日本語II Bは外国語科目第1類の英語II Bの1単位

(転学部・転学科・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・復学・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

また、転学部生及び再入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。

(編入学生・転学生の履修)

第16条 編入学生・転学部生の履修については、編入年次と同一学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、編入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。

- 2 第2学年次編入学・転学部前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生・転学部生単位認定基準に基づいて認定する。
- 3 第3学年次編入学・転学部前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生・転学部生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この細則の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 学則第24条の5の第1項に定める、文部科学大臣の定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修とする。

- 2 前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、実用英語技能検定の場合は2級以上、TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上、又はComputer-Based Testingスコア135点以上、又はPaper-Based Testingスコア450点以上、TOEICの場合はスコア500点以上であることを証明する書面による申請を必要とする。
- 3 申請が認められた場合、外国語コミュニケーション(2単位)を読替科目として修得したものと認定する。
- 4 前項の規定により修得した単位数は、第18条及び第18条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第19条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(原級止者の履修)

第20条 第9条の規定にかかわらず、原級止者は原年次未修得科目のほかに原級止の年次に限り、次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修できる次年次科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限の44単位内において、16単位を限度とする。
- 3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含めない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目には、演習、キリスト教学A、B、C、D及び他学部他学科開講科目は含めない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合には、学務係に届け出て許可を得なければならない。

(改廃)

第21条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行ない、常務理事会に報告するものとする。

附 則

本細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成29(2017)年4月1日から施行する。
- 2 第15条に定める編入学生及び第16条に定める再入学生については平成29(2017)年度入学生から適用し、経営学部への転学部学生については平成29(2017)年度以降に転学部した学生から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成30(2018)年4月1日から施行する。

〔別表〕 編入学生・転学部生の包括認定について（第16条の第2関係）

第2学年次編入学生の包括認定（同系統出身者包括30単位、異系統包括30単位）

1 同系統出身者 包括30単位

科目区分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備考
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6
		知的基礎	10	4	6
	学科教養科目		18	10	8
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目	第1類	4	2	2	
専門教育科目	第1類	4	0	4	
専門教育科目	第2類～第6類	52	10	42	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 第2類 保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目		24	0	24	
合 計		124	30	94	

2 異系統出身者 包括30単位

科目区分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位	備考
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6
		知的基礎	10	4	6
	学科教養科目		18	10	8
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目	第1類	4	2	2	
専門教育科目	第1類	4	0	4	
専門教育科目	第2類～第6類	52	10	42	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 第2類 保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目		24	0	24	
合 計		124	30	94	

第3学年次編入学生・転学部生の包括認定（同系統出身者包括62単位、異系統包括58単位）

1 同系統出身者 包括62単位

区 分		単位数	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	6	4	必修 6単位含む
		知的基礎	10	10	0	
	学科教養科目		18	18	0	
地域教育科目		2	2	0	必修	
外国語科目	第1類	4	4	0	必修	
専門教育科目	第1類	4	4	4	必修	
	第2類～第6類		52	12	40	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 第2類、保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換協定の他大学開講科目		24	6	18		
合 計		124	62	62		

2 異系統出身者 包括58単位

区 分		単位数	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	6	4	必修 6単位含む
		知的基礎	10	10	0	
	学科教養科目		18	18	0	
地域教育科目		2	2	0	必修	
外国語科目	第1類	4	4	0	必修	
専門教育科目	第1類	4	0	4	必修	
	第2類～第6類		52	12	40	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 第2類、保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換協定の他大学開講科目		24	6	18		
合 計		124	58	66		

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。
 本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。
 つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。
 15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。
 これを事前、事後の学習と呼んでいます。
 しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

(3) 平成27年度から平成28年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、平成27年度東北学院大学（以下「本学」という。）経営学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

教養教育科目	第1類	人間的基礎 必修科目6単位含む	10単位
		知的基礎	10単位
	第2類		20単位
	小 計		40単位以上
外国語科目	第1類	必 修	4単位
専門教育科目	第1類	必 修	4単位
	第2類 第6類		52単位
	小 計		56単位以上
教養教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第2類～第6類 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			24単位以上
合 計			124単位以上

☆1及び☆2については、履修科目登録要項を参照のこと。

20単位を超えた教養教育科目第1類の修得単位は、4単位までを教養教育科目第2類に算入することができる。

(進級要件)

第4条 第3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を第2学年次までに修得しなければならない。

合 計	44単位 以上	教養教育科目	第1類	人間的基礎 必修科目4単位含む	6単位		
				知的基礎	6単位		
			第2類		14単位以上		
		外国語科目	第1類	必 修		4単位	
					専門教育科目	第1類	2単位
						第1類 第6類	12単位

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目の中の日本国憲法2単位、保健体育科目の中のスポーツ実技2単位及び外国語科目第2類の中の外国語コミュニケーション2単位
- (2) 専門教育科目第2類中の情報処理概論Ⅰ・Ⅱの4単位、また、「教科に関する科目」を本表の授業科目の中から選択
- (3) 「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分する。

- (1) 通年開講科目(1年間継続の講義)
- (2) 前期開講科目(前期開講前期完結の講義)
- (3) 後期開講科目(後期開講後期完結の講義)
- (4) 臨時開講科目(集中講義等)

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分する。

- (1) 必修科目(所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目(学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目(修得しても卒業所要単位に含めないもの「教職専門科目等」)

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第9条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(履修登録の修正)

第9条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録を行うことができる。

- 2 前項により修正登録を行う場合、第11条に定める学年次履修登録制限単位を超えてはならない。

(受講の制限)

第10条 各講義等は、その内容、教室の都合等により、受講資格を限定したり、受講人数を制限することがある。

(学年次履修登録単位制限)

第11条 各学年次に履修登録できる最高単位数は、次表のとおりとする。

ただし、「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は、制限単位に含まない。

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
44単位	44単位	44単位	48単位

- 2 前項の規定にかかわらず、早期卒業の申請が許可された場合の履修登録単位制限については、別に定める。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

(履修登録届)

第13条 受講のためには、科目履修届を学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。

- 3 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。
- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 確定した履修届は、変更又は追加することができない。
- 6 正当な理由がなくて、前項の期間内に履修届を提出しない者は、受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目第2類の4単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 第2類 日本語Iは、外国語科目第1類の英語I Aの2単位、日本語IIは外国語科目第1類の英語I Bの2単位

(転学部・転学科・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・復学・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

また、転学部生及び再入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。

(編入学生・転学部学生の履修)

第16条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。また、編入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。

- 2 編入学及び転学部前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生及び転学部生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て、又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、この細則の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 学則第24条の5の第1項に定める、文部科学大臣の定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修とする。

- 2 前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、次の各号に掲げる検定等区分に応じ、当該各号に掲げる点数を証明する書面により申請しなければならない。
 - (1) 実用英語技能検定の場合2級以上
 - (2) TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上又はComputer-Based Testingスコア135点以上若

しくはPaper-Based Testingスコア450点以上

(3) TOEICの場合スコア500点以上

- 3 申請が認められた場合は、外国語コミュニケーション（2単位）を読替科目として修得したものと認定する。
- 4 前項の規定により修得した単位数は、第18条及び第18条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第19条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(原級止者の履修)

第20条 第9条の規定にかかわらず、原級止者は原年次未修得科目のほかに原級止の年次に限り、次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修できる次年次科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限の44単位内において、16単位を限度とする。
- 3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含めない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目には、演習、キリスト教学A、B、C、D及び他学部他学科開講科目は含めない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合には、学務係に届け出て許可を得なければならない。

(細則の改廃)

第21条 この細則の改廃は、経営学部教授会の議を経て、常務理事会に報告するものとする。

附 則

- 1 この細則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 2 第15条に定める編入学生及び第16条に定める再入学生については2015（平成27）年度入学生から適用し、経営学部への転学部学生については2015（平成27）年度以降に転学部した学生から適用する。

〔別表〕 編入学生・転学部生の包括認定について（第16条の第2関係）

編入学生・転学部生の包括認定（同系統出身者包括62単位、異系統包括58単位）

1 同系統出身者 包括62単位

科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	40	38	2	
外国語科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第2類～第6類	52	12	40	
教養教育科目 外国語科目 第2類 保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	24	4	20	
合 計	124	62	62	

2 異系統出身者 包括58単位

科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	40	38	2	
外国語科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第1類	4	0	4	
専門教育科目 第2類～第6類	52	12	40	
教養教育科目 外国語科目 第2類 保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	24	4	20	
合 計	124	58	66	

(4) 平成25年度から平成26年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、平成25年度東北学院大学（以下「本学」という。）経営学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

教養教育科目	第1類	人間的基礎 必修科目6単位含む	10単位
		知的基礎	10単位
	第2類		20単位
	小 計		40単位以上
外国語科目	第1類	必修	4単位
専門教育科目	第1類	必修	4単位
	第2類 第6類		52単位
	小 計		56単位以上
教養教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第2類～第6類 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			24単位以上
合 計			124単位以上

☆1及び☆2については、履修科目登録要項を参照のこと。

20単位を超えた教養教育科目第1類の修得単位は、4単位までを教養教育科目第2類に算入することができる。

(進級要件)

第4条 第3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を第2学年次までに修得しなければならない。

合 計	44単位 以上	教養教育科目	第1類	人間的基礎 必修科目4単位含む	6単位
				知的基礎	6単位
			第2類		14単位以上
		外国語科目	第1類	必修	4単位
		専門教育科目	第1類		2単位
		第1類 第6類		12単位	

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目の中の日本国憲法2単位、保健体育科目の中のスポーツ実技2単位及び外国語科目第2類の中の外国語コミュニケーション2単位
- (2) 専門教育科目第2類中の情報処理概論Ⅰ・Ⅱの4単位、また、「教科に関する科目」を本表の授業科目の中から選択
- (3) 「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分する。

- (1) 通年開講科目(1年間継続の講義)
- (2) 前期開講科目(前期開講前期完結の講義)
- (3) 後期開講科目(後期開講後期完結の講義)
- (4) 臨時開講科目(集中講義等)

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分する。

- (1) 必修科目(所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目(学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目(修得しても卒業所要単位に含めないもの「教職専門科目等」)

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第9条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(履修登録の修正)

第9条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録を行うことができる。

- 2 前項により修正登録を行う場合、第11条に定める学年次履修登録制限単位を超えてはならない。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合等により、受講資格を限定したり、受講人数を制限することがある。

(学年次履修登録単位制限)

第11条 各学年次に履修登録できる最高単位数は、次表のとおりとする。

ただし、「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は、制限単位に含まない。

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
44単位	44単位	44単位	48単位

- 2 前項の規定にかかわらず、早期卒業の申請が許可された場合の履修登録単位制限については、別に定める。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

(履修登録届)

第13条 受講のためには、科目履修届を学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。

- 3 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。
- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 確定した履修届は、変更又は追加することができない。
- 6 正当な理由がなくて、前項の期間内に履修届を提出しない者は、受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目第2類の4単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 第2類 日本語Iは、外国語科目第1類の英語I Aの2単位、日本語IIは外国語科目第1類の英語I Bの2単位

(転学部・転学科・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・復学・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

また、転学部生及び再入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。

(編入学生・転学部学生の履修)

第16条 編入学生・転学部生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。また、編入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。

- 2 編入学及び転学部前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生及び転学部生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て、又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、この細則の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 学則第24条の5の第1項に定める、文部科学大臣の定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修とする。

- 2 前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、次の各号に掲げる検定等区分に応じ、当該各号に掲げる点数を証明する書面により申請しなければならない。
 - (1) 実用英語技能検定の場合2級以上
 - (2) TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上又はComputer-Based Testingスコア135点以上若

しくはPaper-Based Testingスコア450点以上

(3) TOEICの場合スコア500点以上

3 申請が認められた場合は、外国語コミュニケーション（2単位）を読替科目として修得したものと認定する。

4 前項の規定により修得した単位数は、第18条及び第18条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第19条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(原級止者の履修)

第20条 第9条の規定にかかわらず、原級止者は原年次未修得科目のほかに原級止の年次に限り、次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

2 原級止者が履修できる次年次科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限の44単位内において、16単位を限度とする。

3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含めない。

4 原級止者が履修できる次年次学科目には、演習、キリスト教学A、B、C、D及び他学部他学科開講科目は含めない。

5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合には、学務係に届け出て許可を得なければならない。

(細則の改廃)

第21条 この細則の改廃は、経営学部教授会の議を経て学長が行ない、常務理事会に報告するものとする。

附 則

1 この細則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

2 第15条に定める編入学生及び第16条に定める再入学生については2015（平成27）年度入学生から適用し、経営学部への転学部学生については2015（平成27）年度以降に転学部した学生から適用する。

〔別表〕 編入学生・転学部生の包括認定について（第16条の第2関係）

編入学生・転学部生の包括認定（同系統出身者包括62単位、異系統包括58単位）

1 同系統出身者 包括62単位

科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	40	38	2	
外国語科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第2類～第6類	52	12	40	
教養教育科目 外国語科目 第2類 保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	24	4	20	
合 計	124	62	62	

2 異系統出身者 包括58単位

科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	40	38	2	
外国語科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第1類	4	0	4	
専門教育科目 第2類～第6類	52	12	40	
教養教育科目 外国語科目 第2類 保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	24	4	20	
合 計	124	58	66	

(5) 平成21年度から平成24年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

教養教育科目	第1類	必修	8単位
	第2類		20単位
	小 計		28単位以上
外国語科目	第1類	必修	4単位
専門教育科目	第1類	必修	8単位
	第2類 第6類		60単位
	小 計		68単位以上
教養教育科目第2類 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第2類～第6類 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			24単位以上
合 計			124単位以上

☆1、☆2については履修科目登録要項を参照のこと。

(進級要件)

第4条 3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を2学年次までに修得しなければならない。

合 計	52単位 以上	教養教育科目	第1類	キリスト教学I 4単位
			第2類	18単位以上
		外国語科目	第1類	4単位
			第1類	4単位
		専門教育科目	第1類 第6類	22単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位、保健体育科目の中のスポーツ実技2単位、外国語科目第2類の中の外国語コミュニケーション2単位及び専門教育科目第2類の中の情報処理概論4単位を、また、「教科に関する科目」を本表の授業科目の中から、さらに、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結の講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結の講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まないもの「教職専門科目等」）

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第9条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容・教室の都合等により、受講資格を限定したり、受講人数を制限することがある。

(学年次履修登録単位制限)

第11条 各学年次に履修登録できる最高単位数は次表のとおりとする。

ただし、基礎演習（1学年次半期開講科目）、「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は制限単位に含まない。

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
48単位	48単位	48単位	特に制限なし

2 前項の規定にかかわらず、早期卒業の申請が許可された場合の履修登録単位制限については、別に定める。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

(履修登録届)

第13条 受講のためには、科目履修届を学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 3 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、

礼拝時間および昼休み時間は、移動時間として認めない。

5 確定した履修届は、変更又は追加することができない。

6 正当な理由がなくて、前項の期間中に履修届を提出しない者は、受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

イ 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目第2類の4単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

ロ 第2類 日本語Iは外国語科目第1類の英語I Aの2単位、日本語IIは外国語科目第1類の英語I Bの2単位

(転学部・転学科・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。

又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学者の履修)

第16条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学前の大学等で修得した単位については、別に定める編入学生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

3 専門教育科目第4類の中の演習は早期卒業者を除き、3学年次、4学年次とも修得しなければ所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 新入生の既修得単位の認定については学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 学則24条の5の第1項に定める、文部科学大臣の定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL、TOEICを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修とする。

2 前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、実用英語技能検定の場合は2級以上、TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上、またはComputer-Based Testingスコア135点以上、またはPaper-Based Testingスコア450点以上、TOEICの場合はスコア500点以上であることを証明する書面による申請を必要とする。

3 申請が認められた場合、外国語コミュニケーション(2単位)を読替科目として修得したものと認定する。

4 前項の規定により修得した単位数は、第18条、第18条の2により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第19条 早期卒業に関する規程については別に定める。

(原級止者の履修)

第20条 第9条の規定にかかわらず、原級止者は原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限の48単位内において、16単位を限度とする。
- 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目には演習、キリスト教学Ⅱ、他学部他学科開講科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第21条 この細則の改廃は、経営学部教授会の議を経てこれを行う。

附 則

本細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の改正は、(原級止者の履修)第20条について定める。

経営学部における履修科目登録の上限設定について

大学設置基準第21条2項および本学学則第24条の2項にもあるように、大学における1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とすることが標準とされており、そのなかには十分な予習および復習が前提とされている。このことを踏まえると、一定期間に受講できる授業科目数には自ずから一定の限界がある。

履修登録された科目に関して、充実した学修を確保するために、また、登録だけをして授業に出席しないという安易な学習姿勢をなくすためにも、経営学部では教育上、授業科目の履修科目登録に上限設定を設けている。